

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第3節 公園・緑地

施策1 良好な自然環境の保全、活用、創出

基本計画  
掲載頁

96～97

施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 また、新座市グリーンサポーター活動においては、市民の憩いの場として緑を身近に親しんでいただく場として、下草刈り、枯枝集積、落葉収集や園路へのチップ撒き等を行い、緑地の保全に努めた。
			課題	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができていない。 また、新座市グリーンサポーターについて、新規加入の人員の確保が必要である。
今後の 方向性	II	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	令和6年3月に策定した「新座すみどりの基本計画アクションプラン第1期」を効果的に推進するため、進捗状況や成果を確認していく。 また、協議内容の一層の充実に向けて、市内雑木林の現地視察等を検討し「新座すみどり」についてより理解を深め、みどりの保全及び緑化の推進に係る施策の質の向上を図っていく。

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314.58ha	296.6ha					306.03ha	C	みどりと公園課
市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.81㎡					1.98㎡	B	みどりと公園課
緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	249人					254人	B	みどりと公園課

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

## 主な施策展開の進捗状況

(1) 緑地の保全・活用の推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 平林寺周辺を始めとした、良好な自然環境の保全に努めます。	B（おおむね順調）	平林寺境内内の樹木の保全を目的として、平林寺に対し、緑地保全特別助成金を交付した。また、ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止水水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止水水周辺）の自然環境の保全に努めた。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 妙音沢周辺の良好な自然環境の保全や憩いの場となる周辺整備の推進に努めます。	B（おおむね順調）	自然環境に極大影響を与えないような範囲で、必要に応じて剪定・伐採等の管理・保全及び柵等の整備を行った。また、妙音沢緑地内における空地の有効活用を図るための意見交換会を行った。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金の周知と活用を図ります。	B（おおむね順調）	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。また、開発行為等に係る意見書提出時や市主催イベント時において、積極的に新座グリーンスマイル基金の周知を図り、市内の緑地の計画的な取得を目指している。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 市民・事業者に対しては、緑地協定制度などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。	B（おおむね順調）	地域住民等で構成されたボランティア団体による、みどりの保全協定緑地等の管理及び保全について、用具の貸し出しや支給等、支援を実施した。また、ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止水水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止水水周辺）の自然環境の保全活動の推進に努めた。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。	C（やや遅れている）	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができなかった。これらの制度や支援策が確立していないことから、山林所有者の相続発生時に、相続人が山林の売却を選択することが多く、緑地面積の減少が進んでいる要因の一つであると考えられる。	まちづくり未来部	みどりと公園課
(2) 緑地空間の創出	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。	A（順調）	西堀浄水場管理棟建設工事について、公共施設緑化基準に基づき緑化指導を実施した。民間事業者に対しては、みどりのまちづくり条例に基づき、一定基準以上の開発行為等に対し緑化指導を実施した。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。	B（おおむね順調）	財政非常事態宣言の影響で令和3年度から事業休止しており、「新座市みどりの基本計画 アクションプラン 第1期」の計画開始年である令和6年度からの事業再開に向け、予算を要望したが、実現できていない。開発行為等に係る意見書に生け垣の設置について記載するとともに、市ホームページに「新座市みどりのまちづくり条例事務取扱基準」を掲載し、事業者に対しての周知を行った。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 新たな緑地空間を創出するため、市民緑地認定制度の導入・活用に努めます。	B（おおむね順調）	埼玉県主催の「県・市町村緑化行政担当者会議」に出席し、市民緑地認定制度について、研究先進事例等の情報収集を行った。	まちづくり未来部	みどりと公園課